

令和7年度第2回品川区児童福祉審議会

議事録（要旨）

令和7年度第2回品川区児童福祉審議会

日時：令和7年12月22日（月）10：00～12：00

場所：品川区児童相談所1階第1・第2会議室

1. 開会
2. 令和7年度の各部会の開催状況について
3. 被措置児童等虐待に係る児童福祉法改正への対応について
4. 品川区社会的養育推進計画の策定について
5. 令和6年度品川区児童相談所の運営実績について
6. その他
7. 閉会

(配付資料)

- 【資料1】 令和7年度里親部会の開催状況について
- 【資料2】 令和7年度子どもの権利擁護部会の開催状況について
- 【資料3】 令和7年度保育部会の開催状況について
- 【資料4】 被措置児童等虐待に係る児童福祉法改正への対応について
- 【資料5-1】 品川区社会的養育推進計画(素案)
- 【資料5-2】 品川区社会的養育推進計画(素案)【概要版】
- 【資料6】 令和6年度品川区児童相談所の運営実績について
- 【参考資料】 令和7年度品川区児童福祉審議会名簿

1. 開会

■委員長

- ・令和7年度第2回品川区児童福祉審議会を開催する。

■事務局

- ・当審議会は原則公開で、議事録作成のため録音を行う。議事録は会議資料と併せて、区ホームページで公開する。
- ・9名の委員が出席し、定足数の要件を満たしているため、当審議会は有効に成立している。
- ・傍聴者2名。

2. 令和7年度の各部会の開催状況について

<里親部会>

■里親部会長

- ・資料1「令和7年度里親部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・令和7年度は現在までに6月、10月、12月の計3回開催した。
- ・里親の認定に関する事項として、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親2件、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭4件について審議した。審議にあたり、里親申請者が社会的養護を必要とする子どもの受託を希望するに至った動機や、子どもの養育についての考え方、家庭の生活状況などについて確認を行い、子どもが委託される際の留意点や、支援の要点について委員で意見を出し合い、必要に応じてコメントを付し「適格」という審議結果を答申した。
- ・10月および12月の部会では、区で策定中の品川区社会的養育推進計画について説明があり、委員から意見を述べている。各委員の意見を考慮のうえ、子どもの権利を中心に据えた総合的で実効性に富む計画を作成していただくことを願っている。

<子どもの権利擁護部会>

■子どもの権利擁護部会長

- ・資料2「令和7年度子どもの権利擁護部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・令和7年度は現在までに4月、11月の計2回開催した。
- ・審議件数としては、児童またはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例が5件である。審議事項の概要としては、児童福祉法第28条による施設入所等の措置に係る申し立て、児童福祉法第33条による児童の安全の確保および心身状況等を把握するための一時保護に係る申し立て、および児童福祉法第28条を視野に入れた一時保護の延長についての諮問である。
- ・部会においては、各ケースにおける保護者や児童の意向、児童の心身状態、児童相談所の関与経過などを確認し、いずれも児童相談所の方針が妥当であると答申した。
- ・11月の部会では、品川区社会的養育推進計画について区から説明があり、委員から意見を述べている。各委員からの意見を踏まえ、区内の社会資源を最大限に活用し、子どもの最善の利益を考慮した包括的かつ実効性のある計画となることを期待する。

<保育部会>

■保育部会長

- ・資料3「令和7年度保育部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・本日時点で令和7年度は7月に1回開催した。
- ・保育所の認可に関する事項について、計画承認1件の諮問を受け、認可基準を満たしていることを確認し「適当」という審議結果を答申した。本件は品川区こども計画に基づき、再開発等により増加が予想される就学前人口に対応するため、新たに私立認可保育園を開設するというものである。
- ・令和7年以降の就学前人口は緩やかな増加が続く見込みであり、9月から始まった0～2歳児の第1子保育料無償化も追い風となり、第1子から保育サービスを利用しながら働きたいと考える家庭の需要も増加すると想定される。当部会としては、地区によっては保育の量の確保がさらに必要になるということを念頭に置きつつ、「質」の確保も重視し、引き続き認可基準を満たしていることを確認しながら必要な助言を行っていく。
- ・児童福祉法の改正により、令和7年10月より保育所等の職員による虐待や不適切保育の通報義務が設けられ、区でも不適切保育等の相談窓口が開設されたと聞いている。不適切保育等の問題は小さな兆候から始まることが多く、違和感を放置すると問題が拡大するリスクがあるため、行政には相談に対応するための体制構築をお願いし、必要に応じて保育部会も連携させていただきたいと考えている。

<児童虐待死亡事例等検証部会>

■事務局

- ・令和7年度現在において児童虐待死亡事例等検証部会の開催実績はなし。
- ・事例発生時には、子どもの権利擁護部会および里親部会委員の中から委員を選出する。

3. 被措置児童等虐待に係る児童福祉法改正への対応について

■事務局

- ・資料4「被措置児童等虐待に係る児童福祉法改正への対応について」に沿って説明。

<委員からの意見>

- ・被措置児童等虐待においては、気になる案件があった際、通告が適切に上がってくることが大切だと考える。児童福祉法改正の機会に、子どもの生活の場で、子どもと直接関わる養育者や専門職の意識を高め、子どもと関わるうえでどのようなことを担保して、何に気を付けていく必要があるのかを全員で共有し直すことが重要である。
- ・子どもの声を聴く取組の中で、今後さらに様々な状況下にある子どもたちが声を上げることができるよう、仕組みの強化や、取組の工夫をしていただきたい。
- ・「事実確認（調査）」は、子どもに起こった出来事の確認はもちろん、通告に至るまでに現場や当事者がどのように対処したのか等を聞き取り、全体の背景と構造を確認したうえで、適切に対応いただきたい。
- ・大変デリケートな課題を取り扱う以上、通告から受理、協議、確認と時間を要することはやむを得ないが、極力スピード感を持った対応を心掛けていただきたい。
- ・保育現場の虐待に関しては被措置児童等虐待として子どもの権利擁護部会で扱うが、保育施設での重篤な性加害の案件についても同様に扱うのか。それとも、重大事例として

児童虐待死亡事例等検証部会にて扱うのか。事案の発生に備えて検討いただきたい。

- ・各施設に対して事故報告の報告基準を明示し、施設の主観的な判断ではなく、基準に則り報告するよう周知いただきたい。
- ・運営が安定しない施設では事故が起こりやすいと考える。監査において、前兆を察知し、その改善をしてもらうことで、事故の発生を予防していただきたい。
- ・予防という観点では、他区の事例として区職員の所長が各保育所等を巡回訪問し、相談に乗り、適宜アドバイスを行うという取組みがある。監査となると緊張してしまうため、平日頃からチェック出来る体制を作っていくことが大切である。
- ・実際に事案が起こった場合は、調査して認定するだけでなく再発防止に向けた検証を行い、予防との両輪で取り組んでいく必要がある。

4. 品川区社会的養育推進計画の策定について

■事務局

- ・資料5-1「品川区社会的養育推進計画（素案）」に沿って説明。

<委員からの意見>

第2章 1人口等

(2) 社会的養護のもとで育つ子ども数

- ・母子生活支援施設も社会的養護の児童福祉施設に含まれる。国の統計では、児童養護施設に続いて子どもの数が多いのが母子生活支援施設であり、母子生活支援施設で生活する子どもも社会的養護の枠組みに入るという意識を持っていただきたい。

第3章 1当事者である子どもの権利擁護の取組

(1) 現状と課題

- ・子どもの権利擁護の取組について、「子どもに丁寧に説明し、意見や要望を適切に取り扱っている」という記述があるが、「丁寧に」あるいは「適切に」という尺度は子ども自身が決めることであるため、記載方法を検討いただきたい。

(1) 現状と課題－②課題

- ・子どもへのアンケート調査結果における「先生」という記載は、一般的な目線だと学校の職員が思い浮かぶため、施設職員のことと分かるよう記載いただきたい。
- ・社会的養護を必要とする子どもは、施設に加え里親委託の子どもも含まれる。家庭で生活している子どもへのアンケートは難しい点もあるかと思うが、おしなべて意見を汲み上げるといった観点から、家庭で生活を送る子どもの意見を聞き、数値に反映していくことも今後必要だと思われる。また、母子生活支援施設で生活する子どもも「社会的養護を必要とする子ども」であるので、声を聴く必要がある。次回以降のアンケート調査実施の際には、どの範囲の子どもに調査を行うのか検討していただきたい。

第3章 2妊娠期から切れ目ない子ども家庭支援体制の充実

(1) 現状と課題－①現状

- ・令和4年の改正児童福祉法より、実親子の関わりを丁寧に行うため、当事者の意向を踏まえたサポートプランの策定が義務となった。

- ・実の親子だからこそ複雑で高い支援ニーズがあるため、母子保健だけでなく児童福祉部門も連携のうえ、実親子が地域で暮らしていけるよう丁寧な支援を展開していただきたい。様々な支援を組み合わせる支援していく必要があるため、「包括」という言葉の追加や、サポートプランを頭出しする記述を入れていただきたい。

第3章 3 一時保護改革に向けた取組

(2) 今後の方向性と取組内容－①一時保護の体制整備

- ・品川区一時保護所の入所者数が定員を超過し、現場がひっ迫している状況について、東京都ではグループホームを設置して本体施設を空け、1ユニット6人分を一時保護枠にするという制度があるため、品川区でも検討いただければと思う。

第3章 4 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 現状と課題－①児童相談所のケースマネジメント機能の充実

- ・実親と子どものパーマネンシー保障が尽きた後に、特別養子縁組という形でパーマネンシー保障が図られる。実親とのパーマネンシー保障は品川区こども計画で、特別養子縁組のパーマネンシー保障は社会的養育推進計画で連続して検討し、整合性を図りながら総合的に計画を策定いただきたい。

(1) 現状と課題－③特別養子縁組等による支援

- ・「区では、保護者の養育が困難な場合や家庭復帰が見込めない場合には、子どもと親の意向や状況を踏まえ、親族等による養育や養子縁組里親との特別養子縁組を検討しています。」という記載について、本人の意向を重視する考え方は素晴らしいが、特別養子縁組の選択を本人の意向に委ねるかのような書き方については工夫いただきたい。

(2) 今後の方向性と取組内容－①児童相談所のケースマネジメント機能の充実

- ・パーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネジメント機能の充実にあたり、プロセスとして、子ども自身の意向の確認を行っていくことを明記していただきたい。大人が検討している子どもの支援方針は、子どもの年齢や社会的養護に関する制度の理解度、生活の定着度に応じて、意向を確認しながら進めていく必要がある。

(2) 今後の方向性と取組内容－②親子関係再構築支援の推進

- ・母子家庭の再構築において、地域での生活に向けてステップを踏んでいく中で、母子生活支援施設の活用をぜひ検討いただきたい。

(2) 今後の方向性と取組内容－③特別養子縁組等による支援

- ・親子関係には三つの要素があり、初めにかげがえのない信頼関係や愛情・人と人の絆、次に法的な親子関係、最後に生物学的な親子関係がある。「戸籍の表記」において、普通養子縁組の欄に「実親との親子関係は残る」、特別養子縁組の欄に「実親との親子関係は終了」と記載があるが、あくまでも法的な親子関係が終了するのであって、全てが無くなるわけではない。

- ・「関係の成立要件」において、特別養子縁組は国家が親子関係を創設するものである。ただし、普通養子縁組でも未成年養子の場合は家庭裁判所の承認が必要になる。なお、親権については、特別養子縁組も普通養子縁組も、同様に養親のみが親権者となる。正確に記述し、誤った理解を拡げないようにする必要がある。
- ・特別養子縁組では、法的に実子と同等になるが生物学的な親子関係はかわらない。しばしば「実子となる」という言い方がされるが、正確には誤りである。その事実の中で本物の関係を築いていくことが子どもにとって重要であり、社会的養護の制度においても重要な点となる。
- ・「養親との関係解消（離縁）」等の養親子の関係の表現と対比させ、「里親（養育家庭）制度」について記載された表に「原則、自立するか実親の元に戻る」とある。里親子ゆえ法的な親子関係でなく生活の場の移行の記載と受けとめたが、委託児童が里親家庭を自立や家庭復帰で離れた後、親子関係の再調整の実際、里親家庭との交流には様々な関係性や形があり得るため、言葉の調整が必要と思われる。

5. 令和6年度品川区児童相談所の運営実績について

■児童相談所長

- ・資料6「令和6年度品川区児童相談所の運営実績について」に沿って説明。
- ・令和6年10月に品川区児童相談所を開設しており、半年の実績となる。相談受理事件数は707件のうち虐待件数が488件と高止まり傾向で、警察からの虐待通告が非常に多い状況である。
- ・令和6年度の一時保護延べ人数は78人だが、保護解除後に再度保護された子どももいるため、実数は69人である。また、一時保護所の定員は開設以降ほぼ下回ることなく推移している。職員は様々な傷つきや課題を抱える子どもに対し、真摯に向き合い対応している。
- ・現在品川区児童相談所では、経験の浅い職員が基礎を学び、経験者を中心に組織的なケース対応を行っている。職員を育成し地盤を固めながら、今後も地域に近い児童相談所として迅速で細やかな対応を心がけていく。

6. その他

■事務局

- ・今後のスケジュールについて確認を行った。

7. 閉会

■委員長

- ・令和7年度第2回品川区児童福祉審議会を終了とする。